第５０回広島県国土利用計画審議会　議事録

１　日　　時　　平成３０年３月１９日(月)　１０時から１１時４０分まで

２　場　　所　　広島市中区基町１０番５２号
県庁北館４階　第４委員会室

３　出 席 委 員　　会長，Ａ委員，Ｂ委員，Ｃ委員，Ｄ委員，Ｅ委員，Ｆ委員，Ｇ委員，Ｈ委員

４　議　　題
（１）　広島県土地利用基本計画の変更案について

５　担 当 部 署　　広島県環境県民局環境県民総務課総務グループ
TEL(０８２)５１３－２７１５(ダイヤルイン)

６　会議の内容
（１）　開　会
（２）　県民生活部長挨拶
（３）　議　事
○広島県土地利用基本計画の変更案について（諮問）
広島県土地利用基本計画の変更案について，「適当である」旨の答申がなされた。
（４）　閉　会

７　質疑応答・意見の要旨
（１）計画図の変更について

会長　　それでは，ただいま御説明を受けました案件につきまして，御意見等がありましたら，お願いしたいと思います。
埋立地と林地開発許可につきましては，報告事項でございます。それから林地開発竣工の２件につきまして，御意見等をお願いいたします。

Ｅ委員　　石内北の地域は，すでに周りが住宅地となっていますが，今回の２箇所だけが案件として上がっているのは，どういった手順となっているのでしょうか。

事務局　　ここの箇所につきましては，工区がかなり細かく分かれておりまして，今回，竣工したのが，14-1 工区と 14 工区で，林地開発の竣工検査が終わったということで，森林からはずれ，そのほかの箇所につきましては，これから竣工していくこととなっており，工区ごとに完成時期が違っております。

会長　　よろしいでしょうか。その他，ございませんか。

Ｅ委員　　今回の報告の中で，林地開発の許可で，太陽光発電所が結構増えてきているが，県全体としての太陽光発電所の計画みたいなものはあるのでしょうか。
計画に基づいて，実施しているのか，それとも民間会社からの事業計画があればその都度，許可等をしていくものか，そのあたりを教えてください。

事務局　　県全体での太陽光発電の計画等はございませんで，民間企業からそれぞれの許可申請があり，事業を進めていく流れとなっております。

許可が申請された段階で，県，もしくは市の方で林地開発の審査を行い，許可されるという状況でございます。

Ｅ委員　活用に困った土地に，太陽光パネルが設置される実態があって，現時点で問題が起こっている訳ではないが，どこかで全体の管理をすることが必要ではないかと少し気になっております。

会長　以前にも同じような御意見がありました。
この土地利用基本計画で太陽光発電の開発をどう位置付けるのか，このことは以前から課題でもありました。改めて事務局でも再確認をお願いします。

Ｈ委員　森林を開発した後，どう使っていくかというのはこの場で分かるのですが，開発した土地の地下，特に水の問題について，課題はすぐには出てこない問題があるのですが，そのことを検討するチャンスがあるのでしょうか。

事務局　土地利用基本計画としては，計画図の変更ということで審議をいただきますが，実際に開発された土地に問題が発生した場合は，関係部署において対応していくこととなります。

会長　都市計画の関係でいいますと，地下水の処理について，個別法の中で対応がされるということになります。

Ｂ委員　森林審議会が別にありまして，その中でそういった問題を出して，審議・検討することになっており，県や市で何重にも審査する体制となっています。

会長　森林についても同様であるということですね。個別法の中できちっと対応しているということです。

会長　それでは，ただいまの案件につきまして，質疑は終わりにさせていただきます。
この案件は，御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

各委員　はい。

（２）計画書の変更について

会長　全体を３分割してご質問，ご意見等を受けたいと思います。
それでは，１ページから７ページのところまで，資料番号７の方で見ますと，全国計画に合わせて大きく変更した箇所になります。
ご意見，ご質問がございますでしょうか。

Ｂ委員　７ページのところで，人材不足，財源不足の中で，県全体で道路管理でありますとか財源がないから維持管理ができないとか，林地等においても同じようなことが言えますが，県がどのように関わっていくのか，各項目について具体的に県の関わ

りをどう考えているのか教えてください。

会長　　具体的に県がどのように関わるのか，事務局から説明をお願いします。

事務局　　土地利用基本計画の中では，地域主体の取組が必要と記載しておりますが，具体に取組の内容とか各地域ごとの施策につきましては，各個別法に基づきまして，県，市町が連携して取組を進めていくということになります。この計画では大きな方向性について記載をしております。

会長　　具体の参加，関わりについては，各個別法の方で具体化するということですね。
大きな方向性の提示というのがこの計画書の役割だということです。

Ｂ委員　　この計画では方向性は分かっても具体のところがないので，分かりにくい。
それから，全体を見ていて，例えば，宅地あたりの不在地主であるとか，高齢化を迎えているとか，土地利用の面からするとリユースとか公の機関がどう関わっていくかの記載はあるのでしょうか。

事務局　　資料番号８の４ページの下に，「集約化する中心部では，低・未利用地や空き家を有効活用すること等により，市街地の活性化と土地利用の効率化を図る」と記載しております。

会長　　それに加えまして，５ページのところに「土地の所有者が，所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ，所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には，所有者以外の者の管理・利用を促進するなど」との記載もあります。

Ｂ委員　　土地の所有者が不明になった場合に，だれが関わっていくのか，そこがアバウトだとこれからの時代には難しいのではないでしょうか。

会長　　非常に大事なことだと思いますので，意見として記録しておいてください。
他にございませんか。

Ｈ委員　　多様な主体による県土の県民参加型経営のところですが，参加と参画が使われていますが，多様な主体がいつの時点で関わってくるのかということで，参画と捉える部分と単なる参加がありますが，住民等も最初の段階から入ってくるようになってきたと見受けられるので，方向としてはいいと思うのですが，今までの社会のあり方がすべてが決められたあたりから住民やＮＰＯが参加する状況がずっと続いていたので，そうではなく参画の言葉の方が大切で，早い段階から住民やＮＰＯなどが参画することが必要だということがもう少し強烈に伝わってくるといいと思います。

会長　　この計画でもあえて参画を使っているのは，当初の段階から参画することが大事だということで，記載しているという理解でよかったですよね。

だからそれが分かるようにもう少し書き込んではどうかというご意見ですので，もう少し書き込みをしてください。どのような内容にするかは後ほど検討してください。他にございませんか。

Ｂ委員　　このような時代になって，土地利用について考えなくてはならないのは，ある程度自由に使える必要があるということなどが重要となってくるが，例えば備北では人口減少となって，土地利用についてはある程度自由に使えるようにして，一方ではきっちり規制はかけないといけないですが，土地利用の自由度を増していくというところもないといけないと思います。

会長　　これは私の認識ですが，以前から土地利用基本計画はあくまで制度的な規制，調整の役割なんですが，別途，土地利用のあるべき姿と方向性が大事で，それを実現するためにどう調整していくか，そのあるべき姿の方向づけという点が非常に弱いということは，言われるとおりです。
ですから，その方向性に合致するならばある程度規制を見直していくということもあってしかるべきではないかというのが，個人的な意見です。

Ｂ委員　　ありがとうございます。
県北ではもう土地利用を考えなくていい時代に入っていて，その辺も考えていかなくてはいけないと思います。

会長　　あくまで制度としては，全国計画があって，土地利用基本計画があるということで，その点を特別委員会でも県として，全国計画では足らないところを補強していくという検討をしました。

会長　　それでは，他はよろしいでしょうか。
では，次の７ページから１２ページのところでご質問とご意見をお願いします。

Ｂ委員　　上流域と下流域の記載がありますが，中流域の記載がないが，中流域の記載も必要ではないか。どういう意図で上流域と下流域に分けているのか，その点を教えてください。

会長　　この部分は，Ｅ委員のご意見でした。Ｅ委員，いかがでしょうか。

Ｅ委員　　これまで上流域，下流域の記載がなかったので，その点を入れたのであって，中流域を省いたとかではなく，この視点も必要ということで入れました。

Ｂ委員　　この上流域，下流域を入れた背景にはなにがあったのでしょうか。

Ｅ委員　　現在，災害が多く発生していて，流域としていろいろな計画を考えていかなくてはいけないかと思います。

Ｂ委員　　各水系ごとに上流域と下流域の各地域が意思疎通を図りながら，対応していくと

いうことで，中流域も当然に含まれるということですね。

会長　　はい，当然に含まれます。

Ｂ委員　　分かりました。

会長　　他にございませんか。

Ａ委員　　農山漁村での記載には，自然環境や涵養の機能を有していて，多様な人材等のネットワークづくりも取り組む必要があるとあって，一方，全国計画の中で，農地に関しては，中山間地域などの条件不利地域では，地域ぐるみの農地等の管理に加え，他の地域の担い手が農地管理を行うと記載があります。広島県においては，非常に中山間地域が多く，農山漁村での考え方には共鳴できると思いますが，そのあとの地域の区分別になると農山漁村はとにかく集落法人で農地を集積してそこだけをやる記載になっており，果たして中山間地域では，そのことだけで維持できるのかというところがあるので，記載内容が薄いのではないでしょうか。同じく農地のところでも担い手に集積しろということのみの記載で，そのことだけでカバーできるかなと思っております。

会長　　具体的には，どの箇所でしょうか。

Ａ委員　　９ページにあるように，中山間地域等の集落地域においては，中山間地域の価値に共鳴する多様な人たちを呼び込むことや，地域の中のネットワークづくりなども広島県では必要となってくると思います。

会長　　９ページのような記載が後段でも必要ではないかということですね。

Ａ委員　　はい。担い手だけの集積で解決できるかというとそれは難しいと思いますので，広島県の状況を見ますと，もう少し記載が必要ではないでしょうか

会長　　地域類型別の記述が地域の区分のところでは十分に反映できていないのではないかということですね。
そこの整合性をとるようにというご意見です。
それでは，事務局において，この点をもう一度検討をお願いします。
他にございますか。

会長　　私から１点，地域の区分の広島地域と備後地域とか分かりますか。
県民の方が見て分からないと思います。特に境界にあるところはどちらの地域か分からないと思いますので，計画書の中に図面を入れてはどうでしょうか。

事務局　　３地域が分かるように図を計画書の中に盛り込むということで整理させてください。

会長　　それでは盛り込んでください。
他にございませんか。
なければ，１２ページ以降のところでご質問，ご意見をお願いします。

Ｇ委員　　１８ページの「おわりに」の箇所で，「新たな知見が必要となる」とありますが，「新たな知見」の想定はどのようなものでしょうか。

事務局　　これまでの土地利用や県土管理につきまして，人口減少下の中で担い手が少なくなってきたというところがございます。そういったところで，多様な方に参画をしていただき，それぞれの土地利用でありますとか管理でありますとか，県民全員で参画していくということで，その参画の仕方などについては，これからいろいろな手法を各個別法も踏まえながら，取組を進めていくということになります。

Ｇ委員　　専門の方だけではなく，県民の皆様，多くの方にいろいろ知恵を出していただくような手法を考えないといけないという理解でよろしいでしょうか。

事務局　　国におきましてもそのあたりの認識を持っており，取組を検討しながら，この計画が具体の施策につながるように今後も検討していくということになっておりますので，国の動きも見ながら，県でもそういった取組を進める必要があると認識しております。

会長　　他にございませんか。

Ａ委員　　計画図の各地域が重複している部分がかなりあると思いますが，広島県では重複しているのがどれくらいあるのか分かりますか。

事務局　　面積の数字は把握しております。毎年，面積の縮小とかの部分を計算して，２つの地域が重複しているとか３つの地域が重複しているとかの面積は管理しております。このデータは国土交通省でも全国の取りまとめを行い，報告書等でも公表されております。

Ａ委員　　どことどこが重複しているのが一番多いですか。

事務局　　森林と農業が重複しているのが多いです。

会長　　正確に把握はされているということですね。
他にありませんか。

会長　　いろいろとご意見をいただきましたが，具体的に見直すべき点については，事務局で検討をお願いします。その後，改めて確認させていただきます。
ご意見を多々いただきましたが，このあたりで土地利用基本計画の変更案に対する当審議会の意見を取りまとめたいと思います。
この場合は付帯意見がついたということで，文書の改善を求める意見がございま

した。
　１点目は，H委員からの多様な主体の参画のところ，参加と参画の違いが分かるように明文化するという点と，それからA委員からの地域類型別の土地利用が地域区分の箇所では反映されていないのではないかということで整合性をとるようにご意見がございました。それに加え，３つ地域区分が分かる地図を入れることとしました。
　以上の箇所を改善するということを前提にして，当計画書につきまして，御了承いただけるでしょうか。

各委員　　はい。

会長　　それでは，改善を前提にして，適当であると承認させていただきます。
　それでは，その他の事項として，事務局から何かございましたら，お願いします。

事務局　　１点ございます。今後のスケジュールについてですが，先ほど，ご指摘をいただきました点について，修正をするということが前提でございますけれども，修正を行い，土地利用基本計画の変更を行い，その後に公表をさせていただきたいと考えております。

会長　　はい，ありがとうございました。
　せっかくの機会ですので，その他に何か御意見等ありましたら，お願いします。

Ａ委員　　森林環境税が今後，検討されると思いますが，その動きとか広島県のあり方について，今の時点で何かありますでしょうか。

Ｂ委員　　新税として，国民の皆様から負担をしていただき，東日本大震災の復興税から切り替わるものですが，平成３０年度に法案を作成し，平成３１年度からスタートするというものです。

関係課　　森林環境税の使い道は多岐にわたるものですが，森林のことでいくと，人口減少社会の中で，所有者が不明である森林がたいへん増えております。森林の管理のあり方について，市町に対して森林環境税を財源として，所有者不明の森林の管理等に税金を使っていくことも行われる予定です。

会長　　他にございませんか。

Ｃ委員　　今回の計画書の改定について，パブリックコメントは予定されておりますか。

事務局　　パブリックコメントの計画はございません。

会長　　特にないようですので，以上をもちまして，本日の審議を終わります。
　委員の皆様方には，熱心に御審議いただき，また，議事の運営につきましては，格別の御協力をいただき，誠にありがとうございました。

それでは，進行を事務局の方へお返しします。

７　会議の資料名一覧

資料番号１　　広島県土地利用基本計画に関連する埋立地及び林地開発の状況について
資料番号２　　広島県土地利用基本計画の変更案の概要
資料番号３　　広島県土地利用基本計画の変更案
資料番号４　　広島県土地利用基本計画書（案）

【参考資料】

資料番号５　　土地利用基本計画の制度の概要
資料番号６　　広島県土地利用基本計画の改定について
資料番号７　　広島県土地利用基本計画の構成（新旧対照表）
資料番号８　　広島県土地利用基本計画（新旧対照表）
資料番号９　　広島県土地利用基本計画の概要
資料番号１０　広島県土地利用基本計画書【現行計画】
資料番号１１　第五次国土利用計画(全国計画)概要
資料番号１２　国土利用計画(全国計画)【平成２７年８月】
資料番号１３　広島県国土利用計画審議会条例，運営要綱
資料番号１４　広島県の土地利用

（その他）

資料番号１５　第５０回広島県国土利用計画審議会（説明用パワーポイント）